議案第１０７号

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年１１月２６日

提出者　杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第１条　杉並区長等の給与等に関する条例（昭和３２年杉並区条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第５条中「１００分の２１４」を「１００分の２２４」に改める。

別表区長の項中「１，１６１，２００円」を「１，２０６，５００円」に改め、同表副区長の項中「９３０，５００円」を「９６６，８００円」に改める。

第２条　杉並区長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条中「１００分の２２４」を「１００分の２１９」に改める。

第３条　杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３１年杉並区条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「１００分の２０１．５」を「１００分の２１１．５」に改める。

別表議長の項中「８９３，１００円」を「９２７，９００円」に改め、同表副議長の項中「８０８，２００円」を「８３９，７００円」に改め、同表委員長の項中「６７１，３００円」を「６９７，５００円」に改め、同表副委員長の項中「６４３，３００円」を「６６８，４００円」に改め、同表議員の項中「６２１，５００円」を「６４５，７００円」に改める。

第４条　杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「１００分の２１１．５」を「１００分の２０６．５」に改める。

第５条　杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和５４年杉並区条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第２条中「７９万７，５００円」を「８２万８，６００円」に改める。

第８条中「１００分の２１４」を「１００分の２２４」に改める。

第６条　杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第８条中「１００分の２２４」を「１００分の２１９」に改める。

第７条　杉並区監査委員の給与等に関する条例（平成３年杉並区条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号中「７１万７，３００円」を「７４万５，３００円」に改め、同項第２号中「６９万７，６００円」を「７２万４，８００円」に改める。

第４条第４項中「１００分の２１４」を「１００分の２２４」に改める。

第８条　杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第４条第４項中「１００分の２２４」を「１００分の２１９」に改める。

附　則

１　この条例は、令和８年１２月１１日から施行する。ただし、第２条、第４条、第６条及び第８条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

（１）　第１条の規定（杉並区長等の給与等に関する条例（以下「区長等給与条例」という。）第５条の改正規定を除く。）による改正後の区長等給与条例の規定、第３条の規定（杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「議員報酬条例」という。）第８条第２項の改正規定を除く。）による改正後の議員報酬条例の規定、第５条の規定（杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「教育長給与条例」という。）第８条の改正規定を除く。）による改正後の教育長給与条例の規定及び第７条の規定（杉並区監査委員の給与等に関する条例（以下「監査委員給与条例」という。）第４条第４項の改正規定を除く。）による改正後の監査委員給与条例の規定　令和８年１１月１日

（２）　第１条の規定（区長等給与条例第５条の改正規定に限る。）による改正後の区長等給与条例の規定、第３条の規定（議員報酬条例第８条第２項の改正規定に限る。）による改正後の議員報酬条例の規定、第５条の規定（教育長給与

条例第８条の改正規定に限る。）による改正後の教育長給与条例の規定及び第７条の規定（監査委員給与条例第４条第４項の改正規定に限る。）による改正後の監査委員給与条例の規定　令和８年１２月１日

３　第１条の規定による改正後の区長等給与条例の規定、第３条の規定による改正後の議員報酬条例の規定、第５条の規定による改正後の教育長給与条例の規定及び第７条の規定による改正後の監査委員給与条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の区長等給与条例の規定、第５条の規定による改正前の教育長給与条例の規定及び第７条の規定による改正前の監査委員給与条例の規定に基づいて支給された給与並びに第３条の規定による改正前の議員報酬条例の規定に基づいて支給された議員報酬及び期末手当は、第１条の規定による改正後の区長等給与条例の規定、第５条の規定による改正後の教育長給与条例の規定及び第７条の規定による改正後の監査委員給与条例の規定による給与並びに第３条の規定による改正後の議員報酬条例の規定による議員報酬及び期末手当の内払とみなす。

（提案理由）

区長等の給与を改定する等の必要がある。

資　料　1

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第１条による改正（杉並区長等の給与等に関する条例の一部改正）

新　　条　　例	旧　　条　　例
（期末手当） 第５条　期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に１００分の２２４を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。 （１）～（３）　略	（期末手当） 第５条　期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に１００分の２１４を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。 （１）～（３）　略

第２条による改正（杉並区長等の給与等に関する条例の一部改正）

新　　条　　例	旧　　条　　例
（期末手当） 第５条　期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に１００分の２１９を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。 （１）～（３）　略	（期末手当） 第５条　期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に１００分の２２４を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。 （１）～（３）　略

第３条による改正（杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

新　条　例	旧　条　例
（期末手当） 第８条　略 ２　期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在）における第２条に定める議員報酬月額及びその議員報酬月額に１００分の４５を乗じて得た額の合計額に１００分の２１１．５を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間における在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 ３及び４　略	（期末手当） 第８条　略 ２　期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在）における第２条に定める議員報酬月額及びその議員報酬月額に１００分の４５を乗じて得た額の合計額に１００分の２０１．５を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間における在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 ３及び４　略

第４条による改正（杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

新　条　例	旧　条　例
（期末手当） 第８条　略 ２　期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在）における第２条に定める議員報酬月額及びその議員報酬月額に１００分	（期末手当） 第８条　略 ２　期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在）における第２条に定める議員報酬月額及びその議員報酬月額に１００分

の４５を乗じて得た額の合計額に１００分の２０６．５を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間における在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	の４５を乗じて得た額の合計額に１００分の２１１．５を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間における在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。
３及び４　略	３及び４　略

第５条による改正（杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

新　条　例	旧　条　例
（給料）	（給料）
第２条　教育長の給料の額は、月額８２万８，６００円とする。	第２条　教育長の給料の額は、月額７９万７，５００円とする。
（期末手当）	（期末手当）
第８条　期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に１００分の２２４を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。	第８条　期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に１００分の２１４を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。
（１）～（３）　略	（１）～（３）　略

第６条による改正（杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

新　条　例	旧　条　例
（期末手当）	（期末手当）

第８条　期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に１００分の２１９を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。 （１）～（３）　略	第８条　期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に１００分の２２４を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。 （１）～（３）　略

第７条による改正（杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部改正）

新　　条　　例	旧　　条　　例
（給料及び報酬） 第２条　識見を有する者のうちから選任された監査委員で常勤のもの（以下「常勤の監査委員」という。）の給料の額は、次のとおりとする。 （１）　代表監査委員　月額　７４万５，３００円 （２）　その他の監査委員　月額　７２万４，８００円 ２及び３　略 （その他の給与） 第４条　略 ２及び３　略 ４　期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に１００分の２２４を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とす	（給料及び報酬） 第２条　識見を有する者のうちから選任された監査委員で常勤のもの（以下「常勤の監査委員」という。）の給料の額は、次のとおりとする。 （１）　代表監査委員　月額　７１万７，３００円 （２）　その他の監査委員　月額　６９万７，６００円 ２及び３　略 （その他の給与） 第４条　略 ２及び３　略 ４　期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に１００分の２１４を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とす

る。	る。
（１）～（３）　略	（１）～（３）　略
５～８　略	５～８　略

第８条による改正（杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部改正）

新　　条　　例	旧　　条　　例
（その他の給与）	（その他の給与）
第４条　略	第４条　略
２及び３　略	２及び３　略
４　期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に１００分の２１９を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。	４　期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に１００分の２２４を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。
（１）～（３）　略	（１）～（３）　略
５～８　略	５～８　略

資　料　２

給与改定等の概要

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

<table>
<tr><td>項　　目</td><td>改　正　内　容</td></tr>
<tr><td>給　　料
及　び
議員報酬</td><td>
<table>
<tr><td colspan="2">職　　名</td><td>現　　行</td><td>改　　正</td></tr>
<tr><td colspan="2">区　　長</td><td>1,161,200 円</td><td>1,206,500 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">副　区　長</td><td>930,500 円</td><td>966,800 円</td></tr>
<tr><td rowspan="5">区議会議員</td><td>議　　長</td><td>893,100 円</td><td>927,900 円</td></tr>
<tr><td>副　議　長</td><td>808,200 円</td><td>839,700 円</td></tr>
<tr><td>委　員　長</td><td>671,300 円</td><td>697,500 円</td></tr>
<tr><td>副委員長</td><td>643,300 円</td><td>668,400 円</td></tr>
<tr><td>議　　員</td><td>621,500 円</td><td>645,700 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">教　育　長</td><td>797,500 円</td><td>828,600 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">代表監査委員（常勤）</td><td>717,300 円</td><td>745,300 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の監査委員（常勤）</td><td>697,600 円</td><td>724,800 円</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>期末手当</td><td>
区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の支給月数
<table>
<tr><td>区　　分</td><td>現　　行</td><td>第１条、第５条及び第７条による改正
（令和８年度の支給月数）</td><td>第２条、第６条及び第８条による改正
（令和９年度の支給月数）</td></tr>
<tr><td>６月期</td><td>２．１４</td><td>２．１４</td><td>２．１９</td></tr>
<tr><td>１２月期</td><td>２．１４</td><td>２．２４</td><td>２．１９</td></tr>
<tr><td>合　　計</td><td>４．２８</td><td>４．３８</td><td>４．３８</td></tr>
</table>
区議会議員の支給月数
<table>
<tr><td>区　　分</td><td>現　　行</td><td>第３条による改正
（令和８年度の支給月数）</td><td>第４条による改正
（令和９年度の支給月数）</td></tr>
<tr><td>６月期</td><td>２．０１５</td><td>２．０１５</td><td>２．０６５</td></tr>
<tr><td>１２月期</td><td>２．０１５</td><td>２．１１５</td><td>２．０６５</td></tr>
<tr><td>合　　計</td><td>４．０３</td><td>４．１３</td><td>４．１３</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>施行期日等</td><td>１　第１条、第３条、第５条及び第７条による給料及び議員報酬並びに期末手当に係る改正は令和８年１２月１１日から施行し、改正後の給料及び議員報酬に係る規定は同年１１月１日から、期末手当に係る規定は同年１２月１日から適用する。
２　第２条、第４条、第６条及び第８条による期末手当に係る改正は、令和９年４月１日から施行する。</td></tr>
</table>